

【会議概要】

(議事 1) 令和 5 年度保健事業実績及び令和 6 年度保健事業計画について **資料 1**

事務局 : **【組織の概要】**

冊子の「令和 6 年度保健事業概要」の 2 ページをお開きください。組織図となりますが、健康管理課には、予防接種、各種健(検)診などの事業に取り組んでおります「予防保健係」と「健康指導係」の 2 係、また、市民の健康増進を図るための事業を日々実施する施設といたしまして市民体育館の脇に「保健センター」があります。市民の健康管理に関することの全般について、2 係と保健センターが協力しながら事業を実施しているところです。

なお、健康管理課の体制では、令和 6 年度より 2 点変更があります。まず 1 つ目として、令和 3 年 1 月から新型コロナウイルス感染症の予防接種を実施してきました部署につきまして、予防接種法に基づく定期接種に位置付けられたことにあわせ、令和 6 年 3 月末をもって廃止といたしました。現在、定期接種に向けた準備は、予防保健係で対応しております。

2 つ目は、児童福祉と母子保健の機能を一体化した「こども家庭センター」を子育て支援課内に設置し、母子保健事業が健康管理課から移管となりました。保健師 9 名と事務職 1 名が異動し、虐待予防から子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援ができる体制が整えられたところです。

なお、現在も保健センター内にこども家庭センターの職員を配置し、妊産婦、子育て世帯がより身近に相談できる体制を今後も維持してまいります。

また、妊娠期から出産、子育て期にかけて、歯科や栄養面でも引き続き連携を図りながら事業を進めているところであります。

健康管理課の各係、保健センター、こども家庭センターの所掌事務の内容につきましては、3 ページに記載のとおりです。

続きまして 4 ページ、健康管理課及び子育て支援課こども家庭センターの当初予算の内容となりますが、一部訂正がございますので、説明につきましては資料の訂正ということでお配りした資料をご覧ください。こちらの表の中で大きく増減した主なものとして、健康管理課の 2 目予防費、02 新型コロナウイルスワクチン接種事業が当初予算で前年度と比べ、およそマイナス 2 億 9,700 万円と大幅な減額になっております。こちらにつきましては、予算要求時では、国の審議会の議論を踏まえた方針として、全額公費による特例臨時接種が令和 5 年度で終了し、令和 6 年度からは予防接種法に基づく定期接種として 65 歳以上の高齢者等の重症化リスクの高い方を対象に年 1 回の接種となることとされておりましたが、接種費用について詳細が示されておらず、当初予算では必要最低限の経費のみ計上いたしました。このため大幅な減額になっておりました。

なお、この度の6月議会において、接種費用の約2億円の補正予算が可決されたところでございます。

【母子保健事業】

6ページから37ページの「母子保健事業」についてご説明いたします。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、ままのわ等の事業の定員を増やすとともに、令和5年3月より開始しました伴走型相談支援を充実させております。

はじめに、6ページの妊娠届出の状況ですが、保健センターにて保健師または助産師が全数面接し、出産・子育てまでの見通しが立つようにケアプランをお渡ししています。妊娠届出数は、表1-4の合計欄にあるように387人と前年度より22人減少しております。その一方で、表1-3の外国語版母子健康手帳の交付数は前年度より4件増加し、13件となっております。日本語でコミュニケーションが取れず、SNSや翻訳アプリを駆使して対応しております。

次に、表1-5の特に支援を要するハイリスク妊婦は110人、7ページの表1-6の特定妊婦は11人と、どちらも前年度より減少しておりますが、未婚やステップファミリー、精神疾患の既往歴、生活困窮などの複数の要因を併せ持っています。特定妊婦については、児童相談所をはじめとした要保護児童対策地域協議会で情報を共有し、関係機関と連携しながら継続的な支援を行っております。

次に8ページのママ・パパ教室ですが、沐浴実習を始め体験型の内容としており、3回目については先輩パパと「パパを楽しもう」をテーマに交流し、父親支援に力を入れております。

次に13ページの産後ケア事業ですが、宿泊型及び日帰り型については、感染症等の影響により、委託産科医療機関の受け入れ制限があり、希望通りに利用できない状況がありました。そのため、今年度より東千葉メディカルセンターにも委託し、希望通りに利用できるように体制を整えました。

次に24ページの3歳児健康診査ですが、中止していた健診会場での視力検査、ささやき検査を5月から再開し、お子さんの理解や行動面を観察できる機会が増え、その後の支援について具体的に協議できるようになりました。

続きまして36ページをご覧ください。出産・子育て応援事業は、令和5年3月より開始しております。遡及対象者に流産や死産を経験した方も含まれていたことから、相談できる場所などを案内するチラシを作成し、市公式ウェブサイトにも情報を掲載いたしました。死産届出を受理する市民課と協議し、子育て支援課でチラシを渡ししながら面談し、その後に地区担当保健師が電話や訪問等で体調確認をはじめ、心のケアができる体制を整えました。

伴走型相談支援の一つである妊娠後期アンケートは、プッシュ型で不安や心配事を聴く機会となり、より相談しやすい体制に繋がっていると考えております。妊娠

後期アンケート、出産・子育て応援給付金については、電子申請で受け付けており、回収率や申請率については、表 18-2 と表 18-3 のとおり 95%を上回っております。

以上のように、出産・子育て応援事業を開始したことで、新たに事業を見直し、充実させることができたと考えております。今後も、より身近に相談できる場として機能するように、各種母子保健事業を通じて切れ目のない支援に努めてまいります。

【歯科健診事業】

資料 10 ページの妊婦歯科検診、22 ページの 2 歳児歯科健康診査、30 ページの幼稚園・保育所巡回歯科指導、31 ページの小学校・中学校歯科指導、33 ページのフッ化物洗口事業、64 ページの歯周病検診、65 ページの在宅寝たきり者等歯科保健事業が主な歯科健診事業となっております。80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保とうという「8020 運動」推進のため、妊娠期から高齢期までライフステージに合わせた歯科健診、歯科健康教育を実施しております。

資料 10 ページの妊婦歯科検診と 64 ページの歯周病検診につきましては、同日実施で年 3 回検診日を設けております。どちらとも昨年度は前年度より受診者数が減少いたしました。

なお、妊婦歯科検診につきましては、昨年度のこの会議において、委員の及川先生から個別健診実施の検討をということでご意見をいただきまして、その結果、今年度から茂原市長生郡歯科医師会ご協力のもと、指定医療機関で個別に受診できる体制を整えたところです。

また、歯周病検診においては、健康増進事業の見直しに伴い、当市においても対象者に 20 歳及び 30 歳を追加して若年層も歯科検診を受ける機会を設けました。

次に資料 18 ページから 26 ページですが、乳児期から幼児期までの相談事業、健診事業では、むし歯予防のためのフッ化物応用を推進しており、幼児歯科健診では希望者にフッ化物歯面塗布を実施しております。昨年度は前年度と比較し、むし歯罹患率は 1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児ともに減少いたしました。

次に、資料 30 ページと 31 ページですが、幼稚園・保育所・小中学校には巡回歯科指導を実施し、歯科疾患の予防に関する知識の普及を行うとともに、各施設の協力をいただきながら、フッ化物洗口を実施し、歯質強化に取り組んでおります。幼稚園・保育所のむし歯罹患率は年々減少傾向にあります。小学校においては前年度と比較すると微増しております。

資料 65 ページの在宅寝たきり者等歯科保健事業についてですが、65 歳以上の寝たきり者等で外出が困難な市民の方を対象に訪問歯科健診や訪問指導を実施しております。昨年度は、1 件のみの利用でしたが、セーフティーネットとして継続して実施してまいりたいと考えております。

歯科健診事業全般を通してですが、今年度はコロナ禍前と同様に歯みがきの実習等を含めた事業実施ができるよう各関係機関と連携を図ってまいりたいと思います。

また、継続して「モーバとラッシーのハッピータイム」の動画配信のPRをするとともに、このキャラクターを使った歯みがきカレンダーなどの様々な媒体を活用しながら、各歯科健診事業に取り組んでまいります。

【健康診査事業】

39 ページの特定健康診査から 57 ページの骨粗しょう症予防検診までを説明させていただきます。39 ページの特定健康診査から 50 ページの重複・頻回受診者訪問指導までは、健診受診からセルフケア、自己管理や療養方法の指導に至るまでの流れとなっております。まず、39 ページの特定健康診査ですが、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドロームに着目し、特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために実施しております。公共施設で行う集団健診と契約医療機関で行う個別健診の 2 種類の受診方法を用意することで、受診機会の確保に努めております。また、受診率向上のため、集団健診の予約当日未受診であった方へ電話勧奨することにより、その後の受診に繋げるよう努めております。

続きまして、40 ページの特定保健指導でございますが、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、対象者一人一人の身体状況に合わせ、生活習慣を見直すためのサポートを実施いたしました。

続きまして、45 ページから 47 ページまでの糖尿病性腎症重症化予防事業につきましては、糖尿病性腎症の発症、それから重症化のリスクを有した糖尿病未治療者に対しまして、受診勧奨と併せて適切な保健指導を行うことで、糖尿病性腎症の重症化を予防し、ひいては人工透析への移行を阻止することを目的としております。令和 5 年度からは、茂原市長生郡医師会の御協力のもと、慢性腎臓病の重症化予防対策についても取り組んでおります。関係する医療機関の先生方のお力をいただき、より一層の連携強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、51 ページのがん検診から 57 ページの骨粗しょう症予防検診までをご説明いたします。今日では、医療の目覚ましい進歩により、早期発見・早期治療をすることで、がんは救命可能な病気となっております。がんに罹ることを防ぐ 1 次予防と、がんで亡くなることを防ぐ 2 次予防の実施により、早期に適切な指導及び治療に結びつけることが大変重要であり、これらを併せて実施することで、より効果を高めるよう努めているところでございます。

51 ページから 53 ページのがん検診につきましては、集団全体の死亡率減少を目的とした対策型がん検診として、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 大がんの検診を実施いたしました。

受診率向上に向け実施している具体的な取り組みについては、検診に関するチラシの自治会を通した毎戸配布、前年度受診者への周知、新規 40 歳の方や検診関心層にターゲットを絞った個別勧奨、子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券の配付、さらに複数の検診の同時受診を実施し、受診率の向上と検診の効率化を図っております。

最後に、57 ページから 58 ページの骨粗しょう症予防検診につきましては、過去に子宮頸がん検診、乳がん検診を受診したことがある方や骨粗しょう症予防検診を受診したことがある方に受診勧奨を実施しましたところ、受診に繋がる効果がございました。一方で、若年層にはより一層の啓発を図る必要があると考えております。今後も、個別勧奨の対象者の見直しや同日受診の継続実施など、検診内容の充実や利便性の向上を図りながら、多くの方々に受診していただけるよう最大限の努力をまいりたいと考えております。

【健康づくり推進事業】

健康づくり推進事業は、生活習慣病予防を中心に、運動・食生活等市民の健康保持、増進を図ることを目的とした事業です。冊子の目次を見ていただきますと、2-2 成人保健事業の中にそれぞれの事業がございますが、主なものとしては(12)健康ポイント事業、(13)受動喫煙対策事業、(14)自殺対策強化事業、(17)健康教育・衛生教育・職員出前講座、(19)窓口相談・電話相談・家庭訪問、(20)健康生活推進員会活動、(21)骨髄移植ドナー支援事業になります。本日は、この中で主な 3 つのトピックにつきまして、ご説明申し上げます。

1 つ目は、資料 62 ページの自殺対策強化事業です。この事業は、自殺対策基本法に基づき実施しております。我が国の自殺者数は平成 10 年に急増し、3 万人を初めて超えたのを機に、政府が各自治体に対して対策を強化するよう求めました。その後は自殺者数が減少し、令和元年には 2 万人を切るまでとなりました。本市でもその取り組みは数年来実施しているところです。

本市の自殺者数の動向は、ここ 5 年では年間 18 人前後で推移しております。本市の例年の傾向としては、自殺者数は中年の男性の方が多い状況です。そこで様々な世代に対し、自殺予防の啓発あるいは相談体制を整備してまいりました。臨床心理士によるこころの健康相談事業では、年々利用者数が増加しております。

また、本市職員や住民の自殺予防対策として、毎年「ゲートキーパー養成講座」を実施しております。3 月の自殺対策月間を踏まえ、広報もばらに講座に関する記事を掲載したところ、問い合わせがあり、市民の自殺対策に関する意識の高さも伺えました。

次に 2 つ目として、資料 66 ページの健康教育・衛生教育・職員出前講座です。新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、健康教育等の依頼も徐々にハードルが低くなったように思われます。しかしながら、回数はまだコロナ禍前には戻りませんが、参加される人数は徐々にコロナ禍前の人数に近づきつつあります。今後、

市民の健康度をアップさせるためにも、地域に出向いた健康教育の場の設定を増やすことや、出前講座等の活用を積極的にアピールしていきたいと考えております。

3 つ目として、資料 71 ページの健康生活推進員会活動についてご説明いたします。令和 5 年度は、コロナ禍前に近い開催方法で活動を実施することが出来ました。新たな取り組みとして、市と包括連携協定を締結している市内スーパーに広報もばらで掲載している「今夜のおかず」レシピを設置し、幅広い世代に食育を展開いたしました。

また、スーパー店舗内で塩分測定会を行い、市の健康課題である糖尿病予防や高血圧のための減塩啓発活動に取り組むことができました。

その他に、運動の分野では、市の愛唱歌「いつも憧憬」に合わせてストレッチが出来るよう「茂原健康ストレッチ」を推進員でもあった理学療法士の方と作成し、地域で普及に努めております。

今年度は、推進員の 3 年任期の 2 年目となることから、推進員の育成と自主的な活動を支援し、地域の健康づくりに貢献できるよう努めてまいります。

【予防接種事業】

予防接種事業につきましては、資料 75 ページから 82 ページまでとなります。

まず、75 ページから 78 ページにつきましては、主にこどもの予防接種となります。予防接種法上は、A 類疾病という区分になり、発症すると重症化したり、後遺症を残す病気の予防、集団予防に重点を置いたもので、接種を受けるよう努めなければならないことが課せられているものとなっております。接種費用は全額を市が負担し、本市では契約医療機関で接種する個別接種で実施しております。対象者には個別通知を行い、未接種者への接種勧奨通知、また、1 歳 6 か月児健診や 3 歳児健診において個別に予防接種履歴を母子健康手帳で確認しまして、看護師や保健師が接種に関してのアドバイスを行うなど、接種率の向上に努めております。ワクチンごとの接種者数、接種率につきましては、資料に記載のとおりとなっております。

この中で、77 ページの表の一番下「子宮頸がん予防」のワクチンにつきましては、接種後の副作用により、平成 25 年 6 月から積極的な勧奨を差し控えておりましたが、令和 4 年度から積極的な勧奨が再開されましたが、接種期間が空いたことによるワクチンへの関心の低さや、副反応に不安を感じて接種を見合わせていることなどが接種率の低さの要因として考えております。

接種勧奨の中断により、接種機会を逃した方の接種機会を確保するためのキャッチアップにつきましては、定期接種の対象年齢である小学校 6 年生から高校 1 年生相当の年齢を超えて公費での接種機会を提供しておりますが、令和 7 年 3 月 31 日で終了となります。そのため、年度当初の個別通知のほか、広報もばら、市公式ウェブサイト、SNS を活用して接種勧奨を行い、今月末には再度個別通知をいたしまして、周知を図ってまいります。

次に、79 ページから 81 ページにつきましては、主に 65 歳以上の方を対象とした予防接種となります。予防接種法上は、B 類疾病という区分になり、個人の発病または重症化の予防に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施されるもので、接種の努力義務は課せられておりません。費用につきましては、こちらは市が一部を助成し、契約医療機関で接種する個別接種で実施しております。ワクチンごとの接種者数、接種率は資料に記載のとおりとなっております。

この中で、81 ページの「新型コロナウイルス感染症」につきましては、令和 6 年 3 月 31 日をもって全額公費による特例臨時接種は終了となり、令和 6 年 4 月以降については、個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、予防接種法の B 類疾病に位置づけた上で、法に基づく定期接種として実施することとなりました。対象者は、季節性インフルエンザと同じで、主に 65 歳以上の方が対象となり、10 月 1 日以降に 1 回の接種となります。費用助成についても季節性インフルエンザと同じ 3,000 円の助成で検討しており、実施方法につきましては、現在、茂原市長生郡医師会と協議を進めております。対象者には、9 月下旬頃に個別に通知をする予定で準備を進めております。

委員 : **【質問】**

33 ページのフッ化物洗口事業について伺います。以前、学校でフッ化物の洗口液の管理については養護の先生から大変だという話を聞いたこともありますが、現状を教えてください。それから、表 15-1 に実施状況が出ていますが、中学校は 6 校ありますが実施はありません。中学校では今後も実施の予定がないのか併せてお聞きいたします。

事務局 : **【回答】**

フッ化物の洗口液につきましては、市で用意しております。週に 1 回ですが、用務員の方に取りに来ていただいて学校で実施をしているところですので、養護の先生の負担は少し軽くなっていると考えております。

それから中学校での実施ですが、中学校まで実施ができるのが理想的ではあるのですが、今は小学校のすべてで実施をして、まずはそちらを定着させるということで考えております。

(議事2)「健康もばら21」～茂原市健康増進・食育推進計画～次期計画の策定について **資料2**

事務局 : 本計画につきましては、令和5年5月に国が公表した「健康日本21」の第3次計画、そして、令和6年3月に県が公表した「健康ちば21」の第3次計画の趣旨を踏まえるとともに、本市の他の計画との整合性を図りながら、第2次計画を策定するものです。この第2次計画を策定するにあたり、基礎資料とするために、昨年度、市民に対する健康づくりに関するアンケートを実施いたしました。この結果を踏まえ、現在の「健康もばら21」では「健康増進計画」と「食育推進計画」の2本立てとなっておりますが、新たに2つの計画を加え4本立ての計画策定を考えております。

お手元の資料2の「1. 計画の骨格について」をご覧ください。新たに計画として加える1つ目は「歯科口腔保健計画」です。国は「歯科口腔保健の推進に関する法律」により、歯科口腔保健の計画とされる「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を策定しております。県は条例に基づいて「千葉県歯科口腔保健計画」を策定しております。これらを踏襲した上で、本市の歯科口腔に関する課題等を取り入れた計画にしていきたいと考えております。

そして、2つ目の計画は「自殺対策計画」です。こちらは自殺対策基本法において、市町村で計画を義務付けられている計画です。これにつきましては、アンケートの結果や地域の特性を踏まえたデータに基づいて、層を厚くした内容として策定をしたいと思っております。

これら2つの計画を合わせ、「健康増進計画」「食育推進計画」「歯科口腔保健計画」「自殺対策計画」の健康に関する4本立ての計画期間は、令和7年度より令和18年度までの12年計画といたします。

先程、アンケート調査についてお話をしたところですが、その結果を計画の評価に反映させたところ、現行計画の評価項目が66項目あります。その内「目標に達した」と判断したものが15項目でした。続いて「目標に達していないが改善傾向」であるものが12項目、策定時と「現状値と変わらない」ものが2項目、策定時より「悪化した」ものが31項目、また、「評価できない」ものが6項目という結果となりました。

また、データの一部をご紹介しますと、運動に関する項目ですが、1日30分以上の運動をする方の割合、また、たばこを吸わない方、やめた方の割合、そして、歯の健康については改善されておりました。市民全体の睡眠時間については、短くて遅くなる傾向、寝る時間が遅くなる傾向がありました。それに伴い体調不良を訴える方が多かったです。それから、こころの健康というところに関係してくると思うのですが、ご自分の悩みについて相談している方は多いのですが、中学2年生あたりの方については、やや相談しそびれている傾向も見えております。

これらの結果からも、心の問題を大きく取り上げることと、改善された歯科口腔分野について、さらに健康度を上げるための目標づくりを掲げるために、「歯科口腔保健計画」と「自殺対策計画」を新たに加える意味合いがあると考えております。

一方、生活習慣病に繋がる項目なのですが、40 歳以上の肥満状況や女性の飲酒状況も悪化をしています。「女性の健康」については、国・県ともにそれぞれの健康増進の計画の中に項目を新しく定めています。多くの女性が社会進出をする中で、女性自身や男性も含めて女性の健康を捉えることが求められています。国・県の動向と、先程のアンケート等の結果を踏まえると、本市においても健康増進計画の中で庁内の関係する計画との整合性を図って、目標を新しく定めるとともに、国・県で新たに設定された項目である「女性の健康」についても次期計画内に取り込んで行こうと考えております。

策定に向けた今後のスケジュールにつきましては、資料 2 の裏面をご覧ください。本日の会議において現況報告をした後、9 月上旬に計画策定庁内委員会にて計画案を協議し、10 月にパブリックコメントを実施する予定です。そこでいただいた意見を踏まえ、11 月末には計画の最終案を策定し、12 月下旬には本協議会の委員の皆様にご説明をさせていただきます。年明けの 1 月中旬には計画策定庁内委員会において協議の上、次期計画を決定し、3 月には公表する予定としております。